

「労災診療費算定基準について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">基 発 第 7 2 号 昭和 51 年 1 月 13 日 最終改正 <u>基 発 0421 第 1 号</u> <u>令和 8 年 4 月 21 日</u></p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省労働基準局長</p> <p style="text-align: center;">労災診療費算定基準について</p> <p>標記については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号（最終改正：<u>令和 8 年 3 月 26 日</u>）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、令和 8 年 6 月 1 日以降の診療に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1</p> <p>(1) ～ (21) (略)</p> <p>(22) リハビリテーション ア (略) イ 疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注 1 のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定できることとし、健保点数表の疾患別リハビリテーシ</p>	<p style="text-align: right;">基 発 第 7 2 号 昭和 51 年 1 月 13 日 最終改正 <u>基 発 0326 第 14 号</u> <u>令和 8 年 3 月 26 日</u></p> <p>各都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省労働基準局長</p> <p style="text-align: center;">労災診療費算定基準について</p> <p>標記については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号（最終改正：<u>令和 7 年 3 月 25 日</u>）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、令和 8 年 6 月 1 日以降の診療に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1</p> <p>(1) ～ (21) (略)</p> <p>(22) リハビリテーション ア (略) イ 疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注 1 のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定できることとし、健保点数表の疾患別リハビリテーシ</p>

ョン料の各規定の注6及び注7（注7は脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。）については、適用しないものとする。

ウ（略）

エ 健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定における早期リハビリテーション加算、初期加算、急性期リハビリテーション加算、休日リハビリテーション加算及び特定の患者に離床を伴わずに 20 分以上個別療法であるリハビリテーションを行った場合については、健保点数表に準じるものとする。

(23) ～ (34) （略）

2～9（略）

別紙1～6の2（略）

ョン料の各規定の注5、注6及び注7（注6及び注7は脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。）については、適用しないものとする。

ウ（略）

エ 健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定における早期リハビリテーション加算、初期加算及び急性期リハビリテーション加算については、健保点数表に準じるものとする。

(23) ～ (34) （略）

2～9（略）

別紙1～6の2（略）